

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業保険法	法令番号	昭和22年法律第185号	
手続名	農業共済団体に対する解散命令	根拠条項	第212条第3項	
処分基準	<p>農業保険法第212条第3項の規定による解散命令については、知事は、同法第210条の規定に基づく必要措置命令又は監督命令をした場合において、農業共済組合がこの命令に違反したときは、役員の変更又は解任命令をもってしても実効を期待しえない等その違反の程度、解散命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、当該農業共済組合を解散するか否かを判断することとする。</p>			
	対応区分	<p>① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関 生産者支援課</p>	<p>交付機関 生産者支援課</p>